

お振り込みのご案内WEB照会サービス利用規定

規定上の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が(株)ジェーシーピーのみの場合、規定中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

第1条 (目的)

本規定は、加盟店が、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という）および当社が提供するサービス「お振り込みのご案内WEB照会サービス」を利用する場合の利用方法および遵守事項等につき定めるものです。

第2条 (用語の定義)

本規定における用語の意味は、本規定に別段の定めがない限り、次のとおりとします。

- (1)「カード会社」とは、当社、JCB、または、当社もしくはJCBが提携する会社、組織（ただし、当社、JCBを除く）をいいます。
- (2)「加盟店」とは、両社所定の加盟店規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するクレジットカード取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき当社およびJCB（以下「両社」という）に加盟を申し込み、両社が加盟を承諾し、または、両社と加盟店契約書に調印した個人、法人および団体をいいます。
- (3)「加盟店契約」とは、クレジットカード取引システムに基づき、加盟店が会員に対して行う信用販売（両社所定の加盟店規約に定める。以下同じ）または通信販売（両社所定の加盟店規約に定める。以下同じ）についての両社と加盟店との間の契約関係をいいます。
- (4)「債権買取代金等」とは、加盟店契約に基づき当社が加盟店に対して支払う債権買取代金または立替払金を総称していいます。
- (5)「支払先番号」とは、加盟店が指定する債権買取代金等の振込先ごとに両社が付与する番号をいいます。
- (6)「お振り込みのご案内」とは、当社が加盟店に対して支払う債権買取代金等の振込金額等を通知する書面をいいます。
- (7)「売上明細レポート」とは、当社が加盟店に対して債権買取代金等の振込金額の明細情報を通知する書面をいいます。
- (8)「本サービス」とは、第5条に基づき両社所定の方法により利用登録を行った加盟店が、「お振り込みのご案内」、「売上明細レポート」等を郵送で受け取ることに代えて、加盟店が、パソコンからインターネットを利用して「お振り込みのご案内」記載の情報を照会し、「売上明細レポート」記載の情報のダウンロード等その他両社所定のサービスを利用することができ、または、携帯電話からインターネットを利用して債権買取代金等の振込代金の照会その他両社所定のサービスを利用することができる「お振り込みのご案内WEB照会サービス」をいいます。

第3条 (本規定の適用等)

本規定は、加盟店が本サービスを利用する場合に適用されます。なお、本規定に規定されていない事項については加盟店契約に従うものとします。

第4条 (本サービスの内容)

1. 両社の提供する本サービスの内容は以下のとおりとします。

- (1) パソコン用サイトによって提供するもの
 - A. 「お振り込みのご案内」記載の情報の照会
 - イ. 「売上明細レポート」記載の情報のダウンロード等
 - ウ. 第7条に定める「お振込内容確定メール」の送信
 - エ. その他両社所定のサービス
- (2) 携帯電話用サイトによって提供するもの
 - A. 債権買取代金等の振込金額の照会
 - イ. 第7条に定める「お振込内容確定メール」の送信
 - ウ. その他両社所定のサービス

2. 加盟店契約にもかかわらず、当社は、第5条に基づき本サービスの利用登録をした加盟店に対して、「お振り込みのご案内」および「売上明細レポート」等を郵送しないものとします。

第5条 (利用登録等)

1. 本サービスの利用を希望する加盟店は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、電子メールアドレス等その他両社所定の事項を届け出ることによって、両社へ申請するものとします。
2. 両社は、両社所定の登録基準に基づき、適当と認めた加盟店（以下「利用加盟店」という）に本サービスの利用を認めるものとします（以下「利用登録」という）。なお、利用登録は、支払先番号ごとに行うものとします。
3. 本サービスを利用できる加盟店は、当社からの債権買取代金等の振込日が毎月15日または末日および債権買取代金等の振込回数が月1回または月2回の加盟店とします。ただし、かかる加盟店であっても、両社が別途定める加盟店契約の種類に該当する場合（詳細は両社所定のホームページ上のお申し込み方法案内画面の注意事項に記載する）は本サービスを利用できないことがあります。
4. 両社は、利用登録を行った加盟店に対して、第8条に定める手続きに従って、本サービスを利用するために必要なID（以下「ID」という）およびパスワード（以下「パスワード」という）を発行します。なお、利用加盟店は、第8条に従って、IDおよびパスワードを管理するものとします。

第6条 (本サービスの利用方法)

利用加盟店は、以下のとおり本サービスを利用できるものとします。

- (1) 利用加盟店はIDおよびパスワードを使用し、パソコンからインターネットを利用してパソコン用サイトにおいて、過去6ヵ月分（ただし、情報更新時の前後数日は5ヵ月分に限る）の「お振り込みのご案内」記載の情報の照会および「売上明細レポート」記載の情報のダウンロード等を行うことができます。
- (2) 利用加盟店はIDおよびパスワードを使用し、携帯電話からインターネットを利用して携帯電話用サイトにおいて過去2回分の債権買取代金等の振込金額の照会を行うことができます。
- (3) 前二号にもかかわらず、「お振り込みのご案内」、「売上明細レポート」記載の情報もしくは債権買取代金等の振込金額に変更が生じた場合、その他両社所定の場合、本サービスの全部または一部を利用することができず、または、売上件数が両社所定の件数を超過した場合において「売上明細レポート」記載の情報のダウンロード等を行うことができない場合があり、利用加盟店はこれをあらかじめ承諾するものとします。かかる場合、当社は利用加盟店に対し、当社所定の方法により本サービスに係る情報（第1号に基づき利用加盟店が照会またはダウンロード等を行うことができないものに限る）を別途通知します。

第7条 (お振込内容確定の通知)

1. 当社は、利用加盟店に対する債権買取代金等の振込内容が確定した場合、そのむねの電子メール（以下「お振込内容確定メール」という）を、利用加盟店が申請した電子メールアドレス宛に送信します。なお、利用加盟店は、お振込内容確定メールの受信の有無にかかわらず、本サービスを利用できます。
2. 当社は、送信手続きの完了をもって前項の手続きの終了とします。利用加盟店は、両社へ申請した電子メールアドレスを常に受信可能な状態にすることとします。両社に故意または過失がある場合に起因または関連して、利用加盟店または第三者に対して損害が発生した場合にも、両社は一切の責任を負わないものとします。
3. 利用加盟店は、本規定に基づき両社に登録した電子メールアドレス等の内容に変更があった場合、ただちに両社所定の方法で届け出を行うものとします。

第8条 (IDおよびパスワードの発行、変更および管理)

- 1.IDおよびパスワードの発行手続きは以下のとおりとします。
 - (1)新規に加盟店となることを希望する者が新規加盟と同時に本サービスの利用登録を申し込む場合
両社は、利用登録を認めた加盟店に対し、初期IDおよびパスワードを通知します。利用加盟店は、本サービス利用開始にあたって、初期パスワードを、両社所定のパスワード変更画面において、第3項にしたがって任意のパスワードに変更するものとします。なお、パスワードの変更後は、初期パスワードを使用することはできません。
 - (2)既存加盟店が本サービスの利用登録を申し込む場合
既存加盟店は、本サービスの利用登録の申し込みにあたって、両社所定のログインIDおよびパスワード登録画面において、両社所定の方法により任意のIDおよびパスワードを指定できるものとします。ただし、既に登録されているIDその他両社所定のIDを指定することはできません。また、他人に推知されやすいパスワードその他両社所定のパスワードを指定することはできません。
- 2.利用加盟店は、同一の支払先番号について再度の利用登録を行った場合、従前のIDおよびパスワードを利用できません。
- 3.利用加盟店は、両社所定の方法により、任意のIDおよびパスワード（ただし、すでに登録されているIDその他両社所定のIDに変更することはできない。また、他人に推知されやすいパスワードその他当社所定のパスワードに変更することはできない）に変更できます。利用加盟店は本項によるパスワードの変更を適宜行ってパスワードの漏洩および不正使用の防止に努めるものとします。利用加盟店は、不正利用の疑いがあると判断した場合にはただちに当社またはJCBにそのむね連絡するとともに、当社またはJCBからの指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 4.利用加盟店はIDおよびパスワードを失念した場合、両社所定の方法でIDおよびパスワード再発行手続きを行うものとします。
- 5.利用加盟店は、発行されたIDおよびパスワードが本サービスにおいてのみ使用するものであることを認識したうえで、IDおよびパスワードの不正使用または漏洩がないよう善良なる管理者としての注意義務をもってこれらを管理し、第三者にこれを開示してはならないものとします。
- 6.利用加盟店は、IDまたはパスワードを第三者に使用させることおよび本規定に違反してIDまたはパスワードを使用することはできません。また、IDまたはパスワードを第三者に貸与、譲渡、質入れすること、または、これらに担保権もしくは第三者の権利を設定することはできません。
- 7.IDおよびパスワードを使用して本サービスが利用された場合には、当該利用は、利用加盟店本人による利用とみなします。両社に故意または過失がある場合を除き、IDまたはパスワードが第三者に使用されたことその他不正使用に起因または関連して利用加盟店等に生じた損害につき、両社は、一切責任を負わないものとします。
- 8.利用加盟店は、IDまたはパスワードが第三者に使用されたことその他不正使用に起因または関連して両社または第三者に対して損害を与えた場合、両社に故意または過失がある場合を除き、その損害を賠償しなければならないものとします。

第9条 (本サービスの利用登録の解約等)

- 1.利用加盟店は、両社所定の方法で申請することにより、本サービスの利用登録を解約することができるものとします。
- 2.利用加盟店が本サービスの利用登録を解約した場合、当社は当該加盟店に対し「お振り込みのご案内」、「売上明細レポート」等を郵送するものとします。
- 3.利用加盟店と両社との間における加盟店契約の解約等にて加盟店の地位を喪失した場合、当該利用加盟店との間の本サービスの利用契約も失効し、当該利用加盟店は、本サービスにおける利用加盟店の地位も喪失するものとします。

第10条 (本サービスの一時停止・中止)

- 1.両社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用加盟店への事前通知なく、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。かかる場合（ただし、一時停止の場合にはその停止期間が30日を超えた場合に限り）、両社は当該利用加盟店に対し「お振り込みのご案内」、「売上明細レポート」等を郵送するものとします。
 - (1)システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
 - (2)天災、停電その他本サービスを継続することが困難になった場合
 - (3)その他当社が必要と判断した場合
- 2.両社の故意または重大な過失による場合を除き、両社は、本サービスの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害について、一切責任を負わないものとします。

第11条 (利用登録抹消)

- 両社は、利用加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、当該利用加盟店の利用登録を抹消してそのIDを無効とすることによって当該利用加盟店による本サービスの利用を制限することができるものとします。
- (1)利用登録時または変更届け出時に虚偽の申請をした場合
 - (2)本規定または加盟店契約のいずれかに違反した場合
 - (3)その他両社が利用加盟店として不適当と判断した場合

第12条 (情報の収集および利用等)

- 1.利用加盟店は、本サービスの利用登録の申し込み時または変更届け出時に両社に届け出る電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス情報」という）の取り扱いについて、第7条に定める「お振込内容確定メール」を送信する目的に使用する以外に、次項以降に定める内容に同意するものとします。
- 2.利用加盟店は、電子メールアドレス情報その他利用加盟店が本サービスの利用登録の際に届け出た情報および変更届け出の際に届け出た情報（以下総称して「登録情報」という）等につき、両社が必要な保護措置を行ったうえで、以下の目的のために利用することに同意します。
 - (1)宣伝物の郵送等当社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
 - (2)両社のクレジットカード事業その他当社の事業（両社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発
- 3.両社は、当社またはJCBの業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、電子メールアドレス情報等の登録情報を当該業務委託先に提供します。
- 4.両社は、電子メールアドレス情報を、利用加盟店に対する通知や情報提供に利用します。ただし、利用加盟店は、当社またはJCBに対し、両社所定の届け出をすることにより、本サービスを利用するうえで必要となる通知を除く電子メールによる情報提供の中止を依頼することができます。なお、両社は、本サービスを利用するうえで必要となる通知に利用する場合を除き、両社が電子メールアドレス情報を利用することにつき、利用加盟店が承認できないことを理由に、本サービスの利用登録の申し込みを拒否、または、利用停止の手続きをとることはありません。両社は、利用加盟店から電子メールアドレス情報を利用することにつき中止の申し出を受けた場合には、本サービスを利用するうえで必要となる通知に利用する場合を除き、利用加盟店に対する通知や情報提供のために電子メールアドレス情報を利用することを中止します。

第13条 (情報の機密保持)

- 1.利用加盟店は、本規定に基づいて知り得た両社の営業上の機密情報等が第三者に漏洩することがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 2.利用加盟店は、本規定に基づいて知り得た両社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本規定に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。
- 3.利用加盟店の責に帰すべき事由により、両社に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社は利用加盟店に対しその損

害の賠償を請求することができるものとします。

4. 本条の定めは、利用登録抹消後においても効力を有するものとします。

第14条 (利用環境等)

本サービスの利用にあたり推奨される利用環境（パソコンおよび携帯電話の対応基準を含む）については、両社所定のものとし、加盟店は、かかる推奨される利用環境以外の環境においては、本サービスの全部または一部の利用ができない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。かかる利用不能については、両社は、一切の責任を負わないものとします。

第15条 (業務の委託)

両社は本規定に基づいて当社またはJCBが行う業務の全部または一部を、利用加盟店の承諾を得ることなく第三者へ委託することができるものとします。

第16条 (免責)

1. 本サービスにおいて、両社が採用する暗号技術は、両社が妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わないものとします。
2. 両社は、両社に故意または過失がある場合を除き、本サービスの利用に起因または関連して生じた利用加盟店の損害について、一切責任を負わないものとします。

第17条 (利用加盟店の禁止事項)

利用加盟店は、本規定に基づく地位、権利または義務を、第三者に譲渡、質入れ等をしてはならないものとします。

第18条 (知的財産権等)

本サービスの内容、情報等、本サービスに含まれる著作権、商標その他の知的財産権等は、すべて両社に帰属するものであり、利用加盟店はこれらの権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

第19条 (本規定の変更)

1. 両社は、利用加盟店への事前通知または承諾なくして、本規定を随時変更することができるものとします。この場合、両社は当該変更について、すみやかに、書面、インターネットサイトその他の方法により、利用加盟店に公表または通知します。
2. 両社が本規定の変更内容を通知または公告した後において利用加盟店が信用販売または通信販売を行った場合、またはギフトカードの取り扱いを行った場合には、利用加盟店は新しい規定を承諾したものとみなすものとします。

第20条 (準拠法)

加盟店と両社の諸規定に関する準拠法はすべて日本法とします。

第21条 (合意管轄裁判所)

1. 加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
2. 加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、JCBの本社または大阪支社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
(NWS00・20130612)